

大阪市建設局河川・渡船管理事務所運送約款

昭和61年10月14日（渡船事務所の制定日）

平成23年4月1日（河川・渡船管理事務所の制定日）
（近年改正年月日）

令和5年6月29日 近畿運輸局 近運海旅 第51号

令和7年8月7日 近畿運輸局 近運海旅 第72号

旅客運送の部

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 運送の引受け（第3条～第5条）

第3章 運賃及び料金（第6条）

第4章 旅客の義務（第7条・第8条）

第5章 賠償責任（第9条～第11条）

第1章 総 則

（適用範囲）

第1条 この運送約款は、本市建設局（以下「本市」という。）が、運営する航路で行う旅客及び手回り品の運送に適用されます。

2 この運送約款に定めない事項については、法令の規定又は一般の慣習によります。

3 本市が、この運送約款の趣旨及び法令の規定に反しない範囲内で特約の申し込みに応じたときは、その特約によります。

（定 義）

第2条 この運送約款で「旅客」とは、徒歩客をいいます。

2 この運送約款で「手回り品」とは、旅客が手荷物として自ら携帯して船室に持ち込む物であって、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

(1) 重量が40キログラム以下の物品。

(2) 車いす、自転車（一般原動機付自転車を除く）及び乳母車等（いずれも旅客が使用するものに限る）。

(3) 身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法「平成14年法律第49号」第2条に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬であって、同法第12条の規定による表示をしているものをいう。）及び同法附則第3条の規定により「介助犬」又は「聴導犬」と表示をしているもの。

3 この運送約款で「事務所」とは、大阪市建設局河川・渡船管理事務所及び各渡船場詰所をいいます。

第2章 運送の引受け

（運送の引受け）

第3条 本市は、使用船舶の輸送力の範囲内において、旅客及び手回り品の運送契約の申込みに応じます。

2 本市は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運送契約の申込みを拒絶し、又は既に締結した運送契約を解除することがあります。

(1) 本市が、第5条の規定による処置をとった場合。

(2) 旅客が、次のいずれかに該当する者である場合。

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号）による第一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（疑似症患者及び無症状病原体保有者を含む。）又は、新感染症の所見がある者。

イ 泥酔者、薬品中毒者その他、他の乗船者の迷惑となるおそれのある者。

ウ 重症病者、又は6歳未満の小児で、付添人のない者。

エ 年齢、健康上その他の理由によって生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれのある者。

(3) 旅客が、この運送約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合。

(4) 運送契約の申込みが、この運送約款と異なる運送条件によるものである場合。

(手回り品の持込み等)

第4条 旅客は、手回り品(第2条第2項第2号及び第3号に掲げるものを除く。)を2個に限り、船室に持込むことができます。ただし、手回り品の大きさ、乗船する船舶の輸送力等を勘案し、本市が支障ないと認めるときは、2個を超えて持込むことができますが、その総重量は80キログラム以下であること。

2 本市は、前項の規定にかかわらず、手回り品が次の各号のいずれかに該当する物であるときは、その持込みを拒絶することがあります。

- (1) 臭気を発するもの、不潔な物その他、乗船者に迷惑をおよぼすおそれのあるもの。
- (2) 鉄砲、刀剣、爆発物その他乗船者、他の物品、又は船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの。
- (3) 遺体。
- (4) 生動物(第2条第2項第3号に該当するものを除く)。
- (5) その他、運送に不相当と認められるもの。

3 本市は、手回り品が前項各号のいずれかに該当する物である疑いがあるときは、旅客、又は第三者の立会いのもとに、当該手回り品の内容を点検することがあります。

(運航の中止等)

第5条 本市は、法令の規定によるほかは、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定した船便の発航中止、又は使用船舶、発着日時、航行経路若しくは、発着場の変更措置をとることがあります。

- (1) 気象又は海象が、船舶の航行に危険を及ぼすおそれのある場合。
- (2) 天災、火災、海難、使用船舶の支障その他、やむを得ない事由が発生した場合。
- (3) 乗船者の疾病が発生した場合。
- (4) 使用船舶の奪取、破壊等の不法行為が発生した場合。
- (5) 官公庁の命令、又は要求があった場合。

第3章 運賃及び料金

(運賃及び料金の額等)

第6条 運賃及び料金は、無料とします。

第4章 旅客の義務

(旅客の禁止行為等)

第7条 旅客は、次に掲げる行為をしてはいけません。

- (1) みだりに船舶の操舵設備その他、運航のための設備又は船舶に係る旅客乗降用可動施設の作動装置を操作すること。
- (2) みだりに船舶内の立ち入り禁止された場所に立ち入ること。
- (3) 船舶内で喫煙すること。
- (4) みだりに消火器、非常用警報装置、救命胴衣その他、非常の際に使用すべき装置又は器具を操作し、又は移動すること。
- (5) みだりにタラップ、しゃ断扉その他、乗船者の乗下船又は、転落防止のための設備を操作し、又は移動すること。
- (6) みだりに乗船者の乗下船の方法を示す標識その他、乗船者の安全のために掲げられた標識、掲示物を損傷し、又は移動すること。
- (7) 石、ガラスびん、金属片その他、船舶又は船舶上の人、若しくは積載物を破損するおそれのある物件を船舶に向かって投げ、又は発射すること。
- (8) 物品を船舶から海中に投棄すること。
- (9) 他の乗船者に不快感を与え、又は迷惑をかけること。
- (10) 船内の秩序若しくは風紀を乱し、又は衛生に害のある行為をすること。

2 旅客は、乗下船その他、船内における行動に関し、船長又は本市の係員が輸送の安全確保と船内秩序維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

3 船長は、前項の指示に従わない旅客に対して、下船を命じることがあります。

(手回り品の保管)

第8条 旅客は、船室に持込んだ手回り品を自己の責任において、保管しなければなりません。

第5章 賠償責任

(本市の賠償責任)

第9条 本市は、旅客が船長又は本市の係員の指示に従い、乗船場の乗降施設に達した時から下船場の乗降施設を離れた時までの間に、その生命又は身体を害した場合は、これにより生じた損害について賠償する責任を負います。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しません。

(1) 本市が、船舶に構造上の欠陥及び機能の障害がなかったこと、並びに本市及びその職員が当該損害を防止するために必要な措置をとったこと、又は不可抗力などの理由により、その措置をとることができなかったことを証明した場合。

(2) 本市が、旅客又は第三者の故意、若しくは過失により、又は旅客がこの運送約款を守らなかったことにより、当該損害が生じたことを証明した場合。

3 本市は、手回り品その他、旅客の保管する物品の滅失、き損等により生じた損害については、本市又は、その職員に過失があったことが証明された場合に限り、これを賠償する責任を負います。

4 本市が、第5条の規定による措置をとったことにより生じた損害については、第1項又は前項の規定により、本市が責任を負う場合を除き、本市はこれを賠償する責任を負いません。

(保険契約)

第10条 本市は、前条第1項（同条第2項において本市が免責される場合を除く。）に係る賠償責任を負うため、使用船舶ごとに、当該船舶の運航により生じた旅客の生命又は身体の損害を賠償することによって生ずる損失について、当該船舶の定員（船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項に規定する最大搭載人員のうち旅客に係るものをいう。）1人につき、てん補する額の限度額を1億円以上とすることをその内容に含む保険契約又は共済契約に加入しています。

(旅客に対する賠償責任)

第11条 旅客が、その故意若しくは過失により、又はこの運送約款を守らなかったことにより、本市に損害を与えた場合は、本市は当該旅客に対し、その損害の賠償を求めることがあります。